

「生活民法」

私たちの日々の生活は、他の誰かから物や役務（サービス）の提供を受けて成り立っています。たとえば、書店から本を購入するとか、美容院からヘアカットというサービスの提供を受けるといった具合に。そして、これらの物やサービスは、皆さんと書店、美容院との間の、物やサービスを提供する代わりに、代金を支払うという約束に基づいて提供されます。このような約束を、「契約」と呼びます。この契約を中心とした取引関係を規律するのが民法です。一方で、皆さん自身を取り巻く家族関係を規律するのも民法です。親子関係や（まだ先のこともかもしれませんが）婚姻関係、また相続を規律するのも民法です。

このような話だけ聞くと、皆さんは民法というのは身近な話ばかりやっているんだと思うかもしれませんが、しかし、民法の勉強を少し進めれば、3000万円の土地を売り買いするだとか、家を担保に入れて5000万円のお金を借りるだとか、1回生の皆さんからすれば（といえますか、私自身も）気の遠くなる、しかし実際の世の中では行われている話がポンポン出てきます。

従来は、1回生の皆さんを相手に、ほぼ最初からこのような例を用いて民法の解釈論をお話しするというカリキュラムを組んできました。しかし、1回生の多くは、民法の扱う世界のイメージがつかないまま民法の具体的な解釈論がどんどん入ってきて、結局頭の中がポカーンとしたまま半年が過ぎてしまうというパターンに陥っていたのではないかと思います。そこで、今年度から新たに開講する「生活民法」では、3学期以降の専門科目にスムーズに入っていけるよう、民法はどのような世界を扱う法律なのか、民法はその世界についてどのようなルールを置いているのかを、大まかにつかんでもらえるような講義にする予定です。